おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、ＩＴ技術の進展や金融・資本市場のグローバル化に伴って、個人投資家を対象としたインターネット取引の増加など販売チャネルの拡充、投資サービスの多様化、新たな商品や取引形態の出現、株券電子化、東京証券取引所における新たな株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」の稼動などの変革が進展しているところです。

しかしながら、昨今の世界的な金融危機は、我が国の市場においても金融商品の価格低下、流動性リスクの顕在化、金融機関における信用収縮等が生じ、市場環境を急速に悪化させる要因となりました。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の進展は、市場参加者に対し投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐に亘る選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳ったファンド等が魅力的な商品と感じる一方、商品の特性や内容、リスクなどを容易に理解し難い商品もあるのではないかと思われます。

証券監視委としては、こうした環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

金融商品を販売する金融商品取引業者等の側でも、金融商品を勧誘する際、当該金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、証券検査の実施の一環として、事業者の健全性の検証とともに、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点からも個人投資家の保護に取り組んでいきます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

公　告

謂　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８５３４号

東京都大田区蒲田５丁目15番２号
債務者　亡澤田勇雄相続財産
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江坂　春彦
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４号

千葉県柏市南逆井２丁目３番２号
債務者　有限会社美建工業
取締役　佐藤　美恵
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　数樹
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午後１時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６７４号

神奈川県横浜市西区北幸１丁目４番地１号
横浜天理教館24階
債務者　医療法人社団博美会
代表者理事長　伊澤　克巳
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永沢　　徹
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８２３号

東京都目黒区祐天寺２丁目５番４号　ブリッヂハイツ108
債務者　株式会社スパイス
代表者代表取締役　島崎　俊明
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草場理津子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０１号

最後の住所　名古屋市北区中味鋺２丁目710番地
債務者　被相続人鯱英治相続財産
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時15分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６号

福島県西白河郡矢吹町牡丹平425番地の２
債務者　有限会社五十嵐運輸
代表者取締役　五十嵐孝男
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横村　利勝
4　破産債権の届出期間　平成22年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時30分

福島地方裁判所白河支部破産係